

## 「障害者の権利に関する条約」の早期批准を求める意見書

2007年9月29日、日本政府は、「障害者の権利に関する条約」に署名した。

一昨年12月に国連で同条約が採択され、昨年3月の署名開放以来、既に100を超える国々が署名する中、待たれていた日本政府の署名がついに行われたことを歓迎する。この間、隣国の韓国では、障害者の悲願である「障害者差別禁止法」が成立するなど、インクルージョンに向かう世界の潮流は加速している。署名は、国内批准のための第一歩であり、今後の国内法整備に向けた取り組みが急がれるものである。

この「障害者の権利に関する条約」は、障害者の尊厳、個人の自律及び自立、非差別、社会への完全参加等を一般原則として規定するほか、法のもとの平等、身体的自由、アクセシビリティ、家族、教育、労働等のさまざまな分野において、障害者の権利を保障・促進する規定を設けた包括的・総合的な国際条約である。

その根底に流れる理念は、障害とは個人的なものではなく、社会及び環境との関係から生まれるものであり、あらゆる分野において、障害のない人との実質的な平等を図るために、今まで障害者を排除してきた社会の側が変化することを求めている。また、障害者は権利の主体であり、障害者のことを障害者抜きには決めないという原則が確認されている。

しかし、署名に当たって公表された日本政府の仮訳には、そうした基本理念や歴史的・社会的意義について認識が十分でなく、教育の条項をはじめ、同条約の趣旨と背理する部分も少なくないと指摘されている。このままでは、権利条約の趣旨・規定に沿った国内法・制度整備に大きな支障を来しかねないとの意見が、障害者団体等から上げられている。

「障害者の権利に関する条約」は、各国政府のみならず、障害に関するNGOの参画のもとで議論され、5年の歳月をかけて採択されたものである。

よって、国におかれては、同条約の採択の経過を尊重し、最終的に国会承認を受けることになる政府の公定訳に、障害者及び障害者団体等の意見を十分に反映するとともに、同条約の基本であるインクルージョンの理念に沿って、関連する国内法・制度の見直し、整備に当たり、速やかに批准を行うよう強く要望する。

ここに、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年3月24日

石川県金沢市議会議長 中西利雄